
第 2 期山形県水産振興計画

山形県農林水産部

令和 7 年 12 月

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	1
3	推進体制	1

第 2 章 本県水産業の現状と課題

1	本県水産業の現状	
(1)	海面漁業	2
(2)	内水面漁業・養殖業	7
(3)	水産物流通・消費の状況	12
(4)	全国の船舶事故隻数	14
2	本県水産業の課題	15

第 3 章 計画の方向性・数値目標及び具体的な施策

1	計画の方向性・数値目標	17
2	具体的な施策	22
基本方針Ⅰ	海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化	22
基本方針Ⅱ	持続可能な海面漁業の生産基盤整備	25
基本方針Ⅲ	持続可能な内水面漁業・養殖業の振興	27
基本方針Ⅳ	県産水産物の利用拡大	31
基本方針Ⅴ	安全・安心で健全な水域環境の確保と地域振興	33

(参考資料)

1	山形県水産振興条例	35
2	第 2 期元気な山形県水産業を創るプロジェクト推進本部設置要綱	39

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、「山形県水産振興条例」（令和3年3月県条例第39号）第7条の規定に基づき、水産振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

また、「第5次農林水産業元気創造戦略」（令和7年3月策定）に掲げる基本戦略5「付加価値の高い持続可能な水産業の実現」の達成に向けたアクションプランとして位置づけます。

なお、この計画における内水面漁業に関する事項については「内水面漁業の振興に関する法律¹」第10条の規定に基づく県の計画とします。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

3 推進体制

○ 本計画の推進については、県産水産物の生産、加工、流通・販売、消費に関する団体や市町村、県等の行政機関を構成員とする「第2期元気な山形県水産業を創るプロジェクト推進本部」を総合的な推進機関とし、関係機関が連携した取組みを展開していきます。

また、同推進本部において、計画の効果的な推進に向けた協議とフォローアップ（評価・検証）を行い、計画の進行を管理します。

○ 県の水産関連部署（農林水産部水産振興課、庄内総合支庁水産振興課、水産研究所、内水面水産研究所）が一体となって、計画に掲げる各種の施策を効果的に推進するため、各部署が果たすべき役割等について随時検討・見直しを行っていきます。

また、栽培漁業センター、水産研究所、内水面水産研究所などの県有の水産関係施設は、いずれも老朽化が進んでいることから、施設の再整備を見据え、各施設に求められる機能などについて、整理・検討していきます。あわせて、栽培漁業センターの管理運営及び水産種苗の生産業務を実施している公益財団法人山形県水産振興協会の組織体制についても検討していきます。

○ 本計画の着実な推進に向け、漁業者等の積極的なチャレンジを後押しするため、オーダーメイド型の補助制度など、財政面での支援も行っていきます。

¹ 平成26年法律第103号

第2章 本県水産業の現状と課題

1 本県水産業の現状

(1) 海面漁業

①概況

日本海北部に位置する本県の海岸線は、秋田県境の三崎から新潟県境の鼠ヶ関まで約135 km（飛島を含む）で、海に面している39都道府県中38番目と短いうえに単調な海岸線となっており、そのほぼ中央から北は砂浜地帯、南は岩礁地帯となっています。一方、離島飛島は、周囲のすべてが岩礁で囲まれ、比較的变化に富んだ海岸線（約11 km）を形成しています。

海底の底質は、沿岸海域は砂質、沖合では泥質となっています。また、海底地形は、等深線が海岸線とほぼ平行で全体としてはなだらかですが、佐渡から男鹿半島に至る一連の堆や礁及び離島飛島の存在により、起伏の多い複雑な地形をなしており、対馬暖流第一分岐（沿岸暖流）、第二分岐（沖合暖流）の強弱やその流路の変動に各種回遊性魚類の漁場形成が左右されています。

地形的な制約や日本海特有の冬季風浪から海面養殖はほとんど行われてきておらず、漁船漁業が中心となっています。

②漁業種別

令和6年の漁獲量は、底びき網漁業1,037トン、いか一本釣り漁業238トン、かご網漁業477トン、定置網漁業337トンとなっています（図1）。基幹漁業の底びき網漁業で漁獲量と生産額の減少が続いています（図2）。

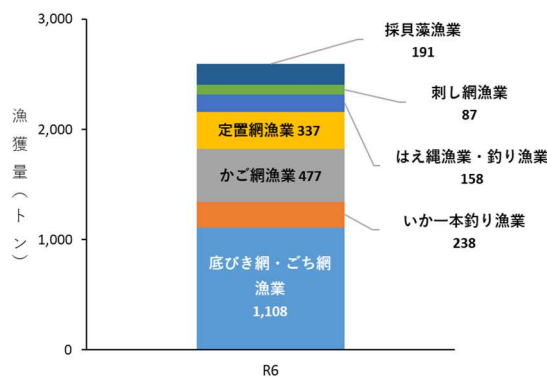


図1 海面漁業種類別漁獲量

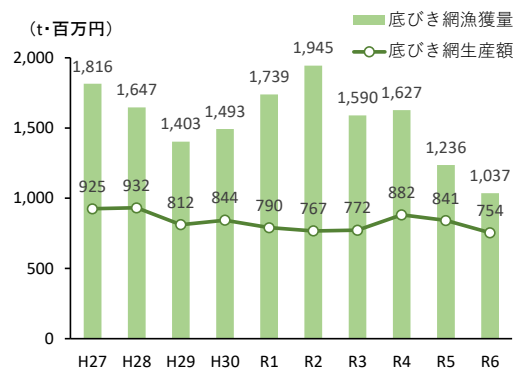


図2 底びき網漁業漁獲量・生産額

〔出典〕図1・2：山形県「山形県の水産」に基づき作成

③漁獲量

平成元年以降の海面漁業漁獲量は、平成11年まではおおむね10,000トン前後で推移してきましたが、それ以降は減少傾向が続き、令和6年は2,595トンと平成以降で過去最低の水揚げを記録しました（図3）。特に近年はスルメイカやハタハタ、サケなど、本県の水揚げを支えてきた多獲性魚種²が記録的な不漁となっており（図4～9）、その一因には、海水温の上昇等による海洋環境の変化が考えられています。

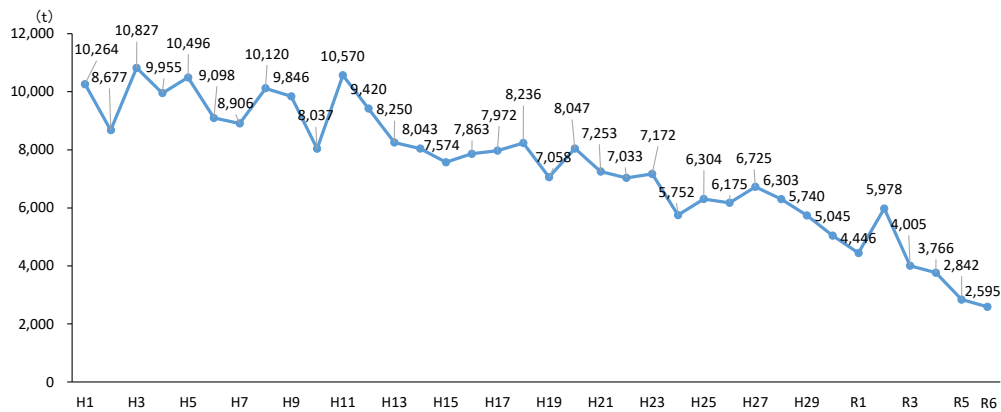


図3 海面漁業漁獲量

[出典] 山形県「山形県の水産」に基づき作成

<魚種別の漁獲量>

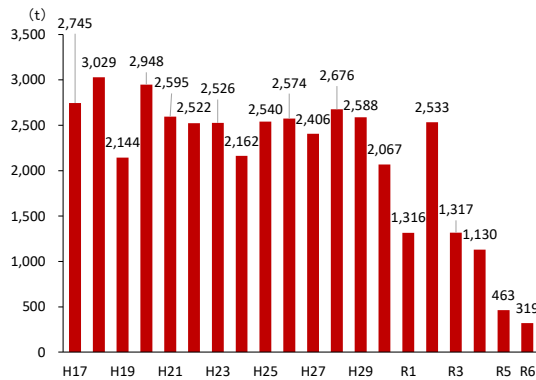


図4 スルメイカ

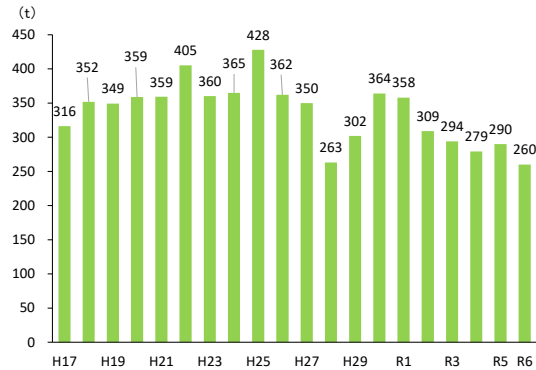


図5 タイ類

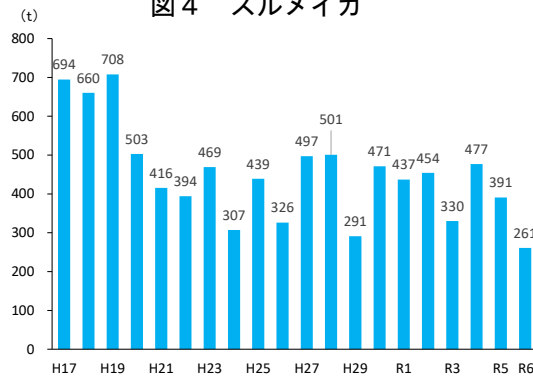


図6 タラ

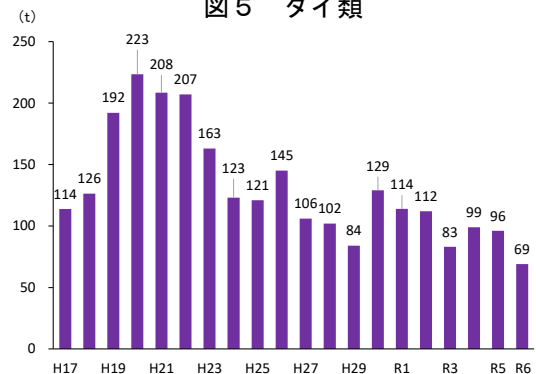


図7 ホッコクアカエビ

² 一度に大量に漁獲されることが特徴の魚介類の総称。

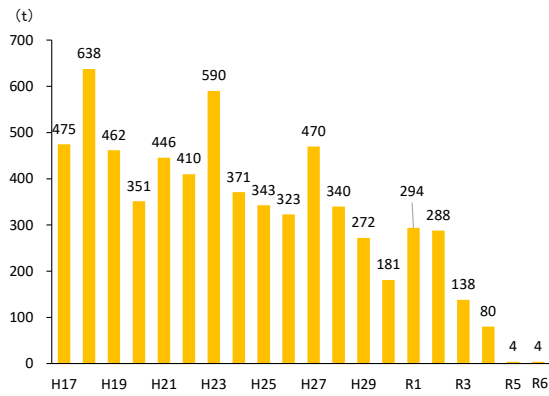


図8 ハタハタ

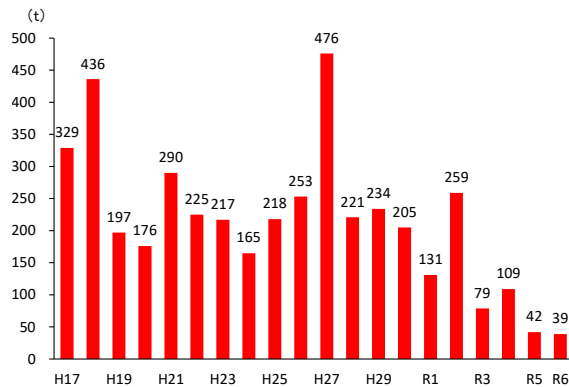


図9 サケ

[出典] 図4～9：山形県「山形県の水産」に基づき作成

④生産額

海面漁業生産額は、平成初期には40億円程度を維持していましたが、平成24年には24億円まで減少しました。その後は上昇に転じたものの、再び減少が続く、令和6年には平成以降最低の18億7,500万円まで減少しました（図10）。

主な魚種別にみると、漁獲量が大幅に減少したスルメイカ、ハタハタ、サケについて、生産額も同様に減少しました（図11～16）。

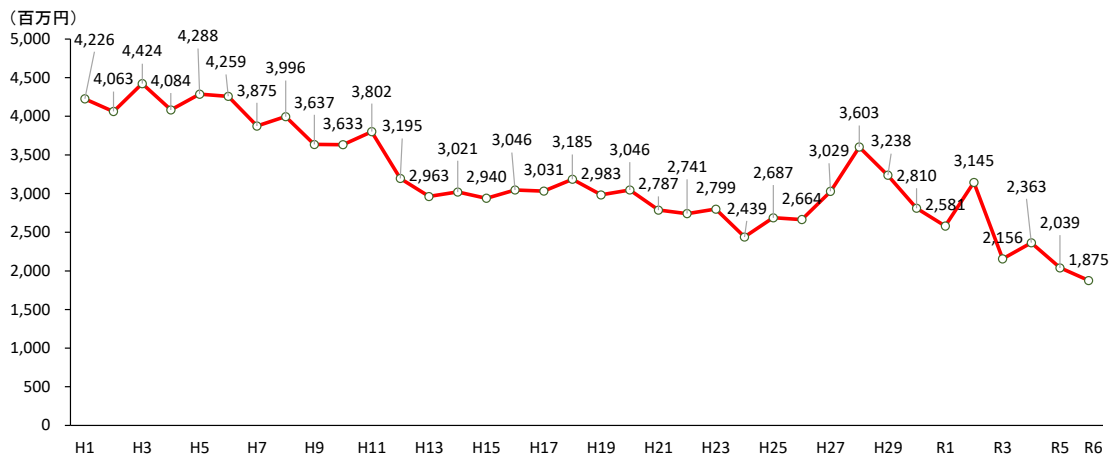


図10 海面漁業生産額

[出典] 山形県「山形県の水産」に基づき作成

<魚種別の生産額>

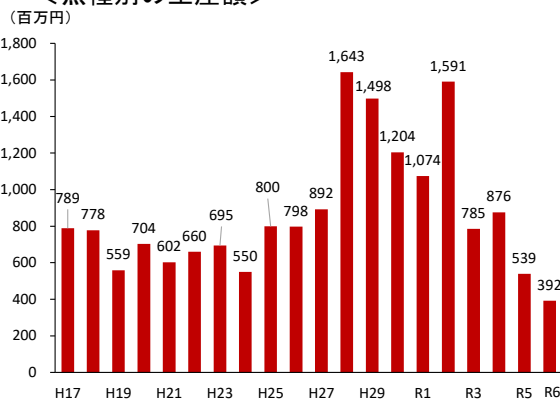


図11 スルメイカ

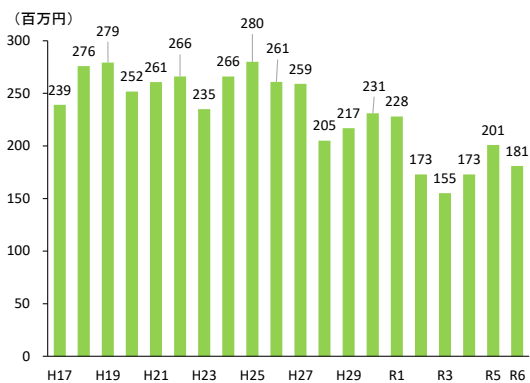


図12 タイ類

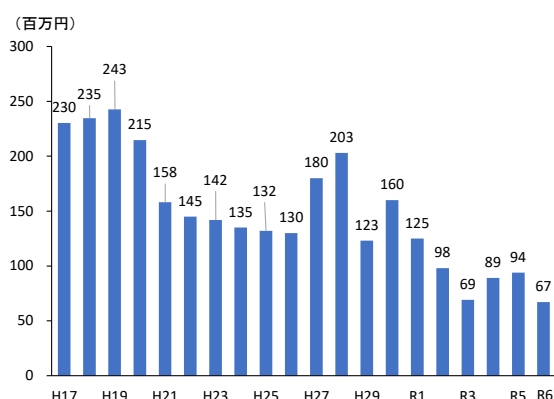


図 13 タラ

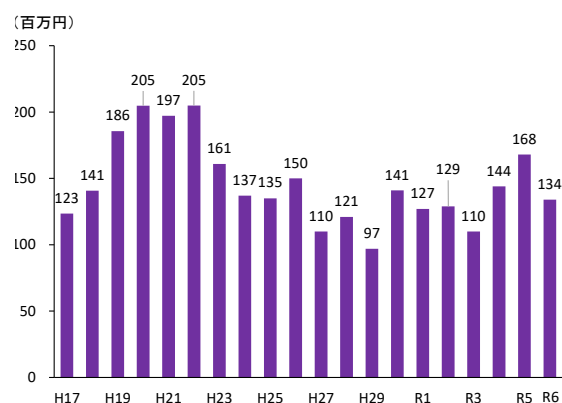


図 14 ホツコクアカエビ

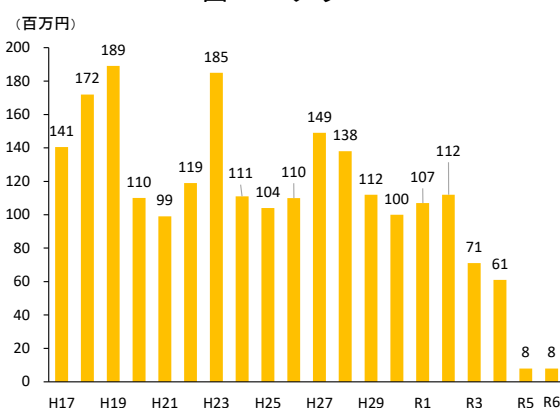


図 15 ハタハタ

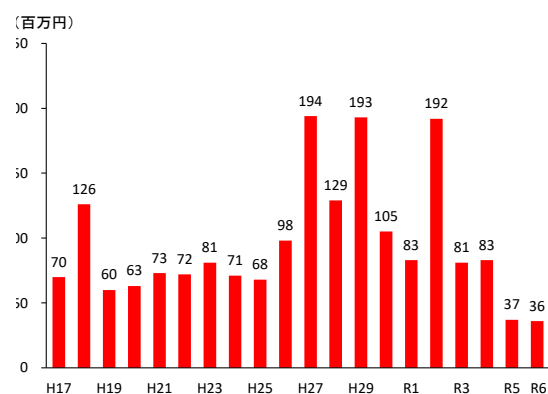


図 16 サケ

〔出典〕 図 11～16：山形県「山形県の水産」に基づき作成

都道府県別でみると令和5年における本県の海面漁業・養殖業生産額³は17億2,600万円で、海面を有し公表されている39都道府県の中で39位と最下位に位置しています（図17）。

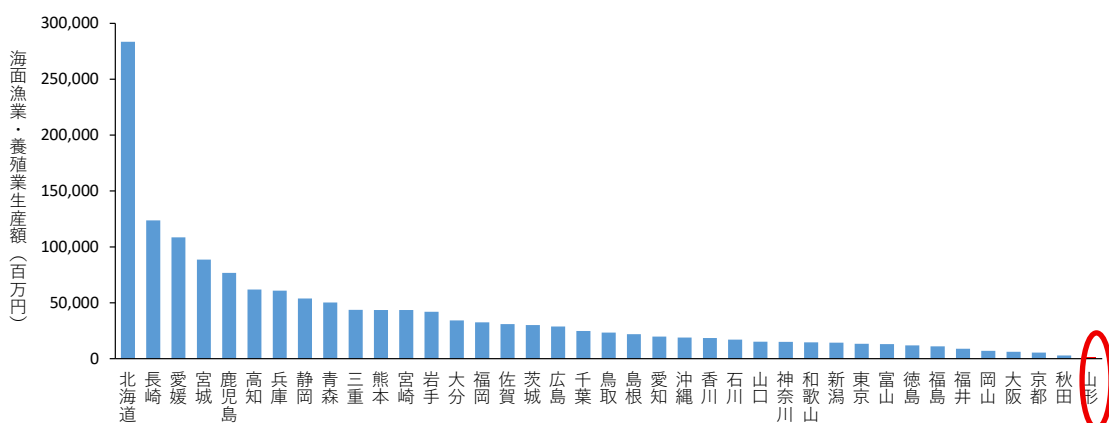


図 17 海面漁業・養殖業生産額の全国比較 (R5)

〔出典〕農林水産省「海面漁業生産統計調査」に基づき山形県作成

3 山形県では海面養殖業が営まれていないことから、値の内訳はすべて漁業生産額。なお、本統計は農林水産省が独自に調査しているもので、県の調査（図 10）とは集計結果が異なる。

本県の就業者あたりの海面漁業・養殖業生産額は591万円で、全国36位と低位に位置しています（図18）。

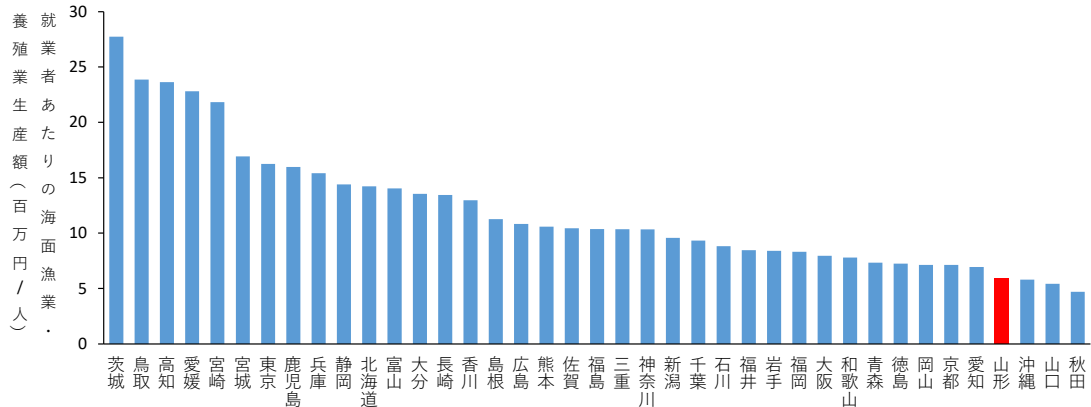


図18 就業者あたりの海面漁業・養殖業生産額の全国比較（R5）

〔出典〕農林水産省「海面漁業生産統計調査」に基づき山形県作成

⑤経営体数

海面漁業経営体数は昭和63年には661ありましたが、一貫して減少しており、令和5年は209となっています（図19）。

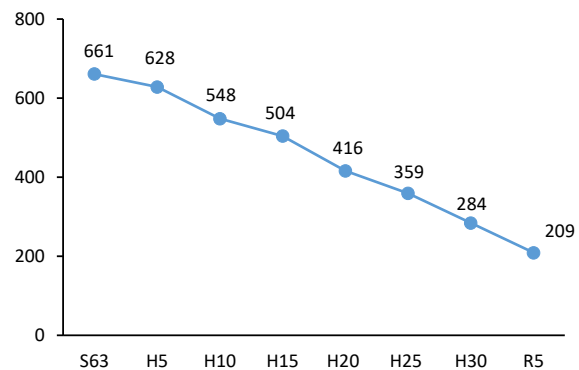


図19 海面漁業経営体数の推移

〔出典〕農林水産省「2023年漁業センサス」に基づき山形県作成

⑥漁業就業者数・高齢化率

就業者数は昭和63年には1,326人でしたが、一貫して減少しており、令和5年は292人となっています。また、高齢化率（65歳以上の割合）も昭和63年には15.8%でしたが、その後上昇が続き、令和5年には55.1%となっています（図20）。

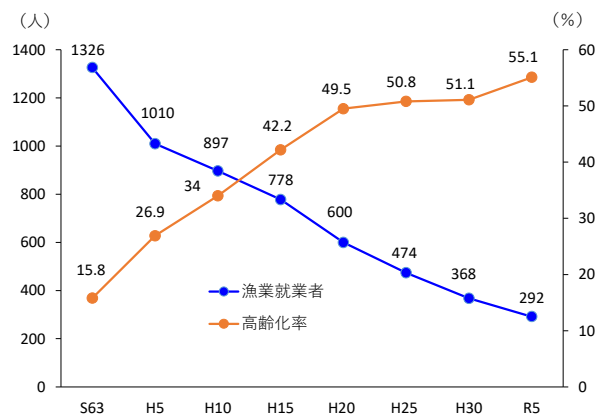


図20 就業者数及び高齢化率の推移

〔出典〕農林水産省「2023年漁業センサス」に基づき山形県作成

(2) 内水面漁業・養殖業

①概況

山形県は、県土の約7割を緑豊かな森林が占め、この豊富な森林で育まれた清流が、最上川水系（431河川）、赤川水系（44河川）及び荒川水系（23河川）の一級河川3水系と日向川水系や月光川水系をはじめとする、二級河川17水系（59河川）を生み出しています。

これらの河川、水域は古くから田畑を潤し、人々の暮らしを支えるとともに、内水面漁場を形成しており、17の内水面漁業協同組合がアユ、イワナ、ヤマメ等の増殖を行っています。

また、米沢藩九代目藩主である上杉鷹山公が奨励したコイ養殖や東根市大富地区が発祥の地とされる民間のニジマス養殖等豊かな水資源を活かした養殖業が営まれてきました。

②内水面漁獲量

平成元年以降の内水面漁業漁獲量は、平成15年頃まではおおむね800トンから1,000トン程度で推移していましたが、平成16年にサケの採捕数が大きく増加したことが要因で1,289トンに急増した以降は減少傾向が続き、令和5年には199トンまで減少しました。（図21）。

主な魚種別にみると、サケ・マス類（さく河性含む）は平成28年から減少し、令和5年は149トンとなりました（図22）。サケ・マス類（さく河性含む）は内水面漁獲量の多くを占めており、サケの来遊不振が内水面漁獲量の減少に大きく影響しています。

アユは、過去には多い年では100トン以上の漁獲量がありましたが、天然そ上量の減少などから平成21年頃から減少が続き、令和5年は30トンと、ピーク時の3割を下回る状況となっています（図23）。ウグイの漁獲量は、右肩下がりの後、近年は下げ止まりの状況にあり、令和5年は4トンで、平成16年の約4%となっています（図24）。

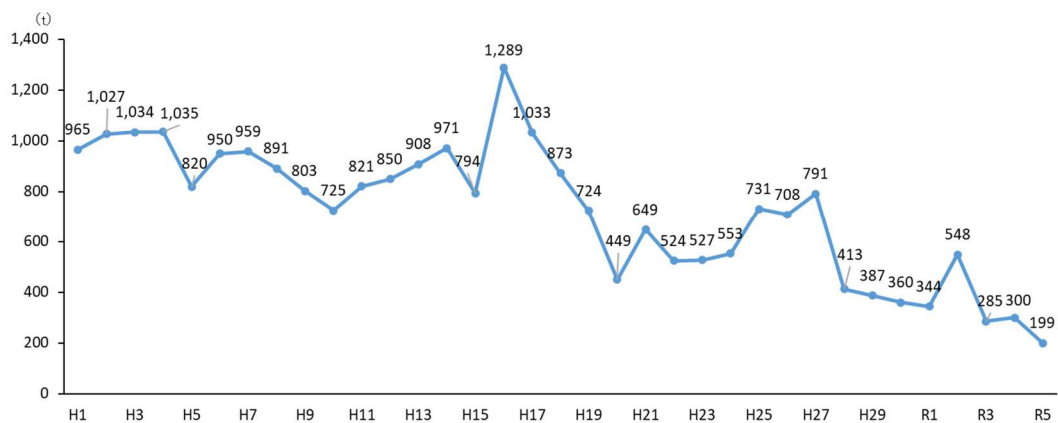


図21 内水面漁業漁獲量

〔出典〕山形県農林水産部水産振興課調べ

＜魚種別の漁獲量＞

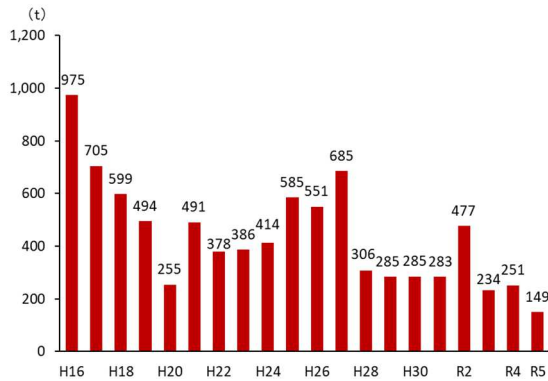


図 22 サケ・マス類（さく河性含む）

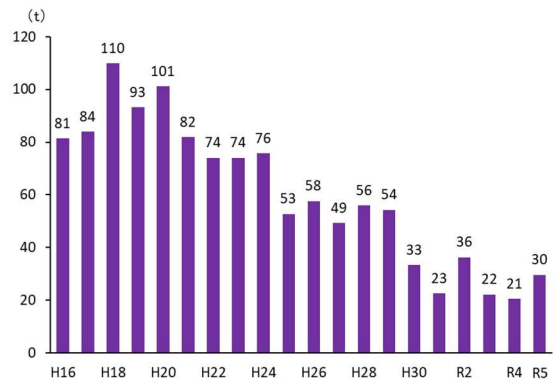


図 23 アユ

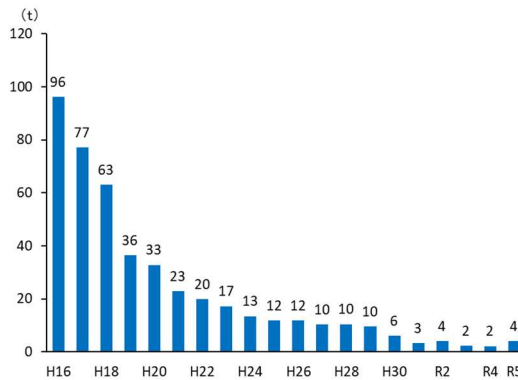


図 24 ウグイ

〔出典〕 図 22～24：山形県農林水産部水産振興課調べ

③内水面漁業生産額

平成元年以降の内水面漁業生産額は、平成4年の16億6,600万円をピークに急減した以降、平成14年までは1億円程度で安定していましたが、その後は漸減しており、令和5年にはピーク時の約1割となる1億7,000万円まで減少しました（図25）。

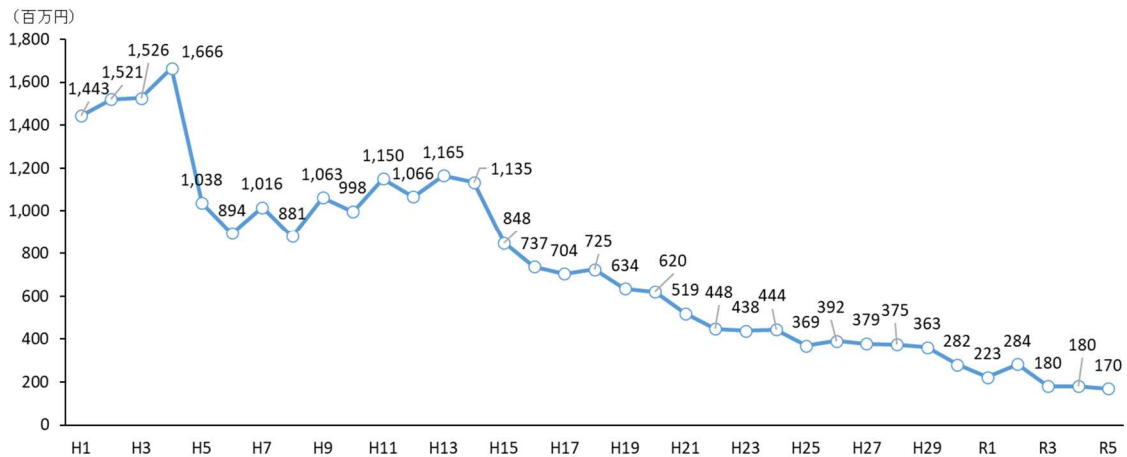


図 25 内水面漁業生産額

〔出典〕 山形県農林水産部水産振興課調べ

主な魚種別では、サケ・マス類は、平成17年以降の減少傾向が平成22年頃に増加傾向に転じましたが、平成28年以降は再度減少傾向となり、令和5年には4,500万円となりました（図26）。アユは、平成18年に3億3,800万円を記録した後は減少が進み、令和5年は1億100万円となっています（図27）。ウグイについても、減少傾向が続き、令和5年は400万円となっています（図28）。

<魚種別の生産額>

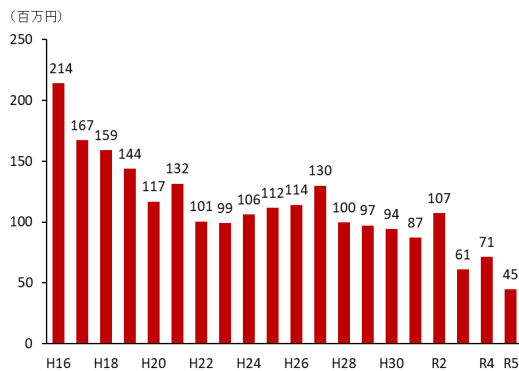


図26 サケ・マス類（さく河性含む）

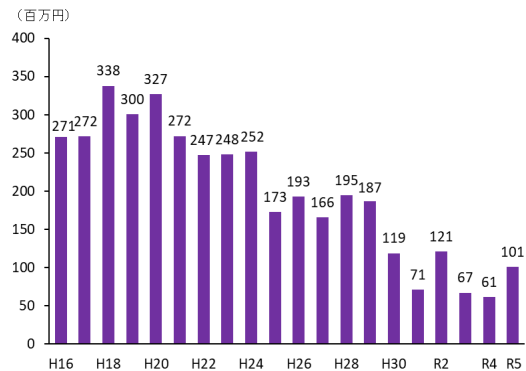


図27 アユ

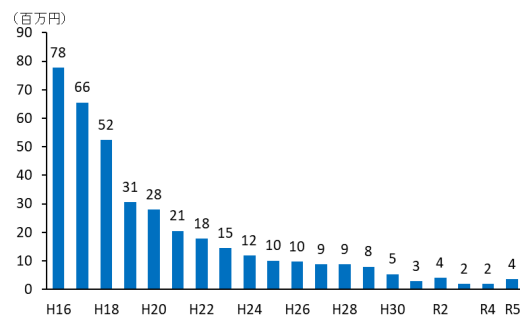


図28 ウグイ

[出典] 図26～28：山形県農林水産部水産振興課調べ

④内水面養殖業生産量

平成元年以降の内水面養殖業生産量は、平成元年の1,072トンから減少傾向が続き、コロナ禍の需要減により令和3年に86トンと平成以降で最低となりましたが、直近では若干増加し、令和5年は103トンとなっています（図29）。

主な魚種別では、コイは、減少傾向が続き令和5年には40トンとなりました（図30）。ニジマスも、減少傾向が続き、令和5年には13トンまで減少しました（図31）。一方、その他のます⁴は減少していましたが、令和3年以降増加し、令和5年には43トンとなっています（図32）。また、令和5年に本格デビューしたニジサクラの生産量は3トン（水産振興課調べ、1尾1kg換算）となっています。

⁴ イワナやヤマメ等、ニジマスを除くマス類

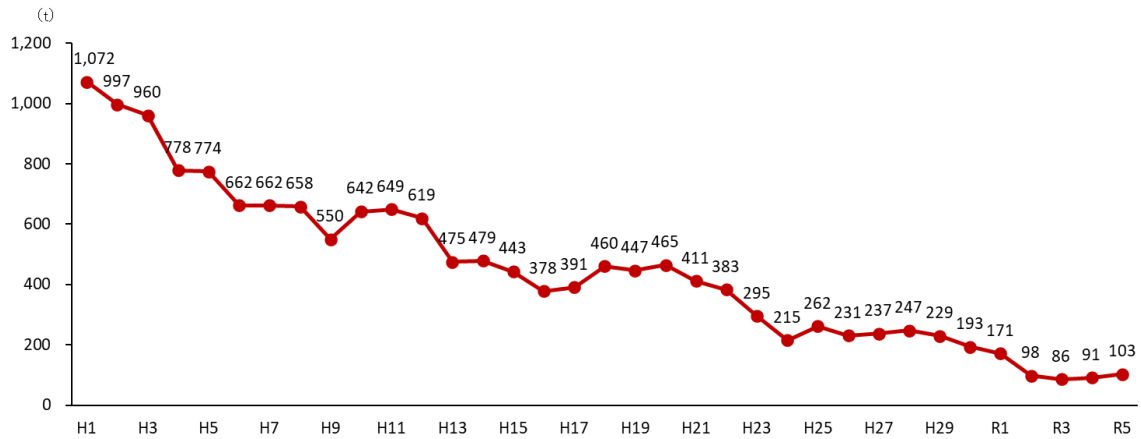


図 29 内水面養殖業生産量

〔出典〕山形県農林水産部水産振興課調べ

＜魚種別の生産量＞

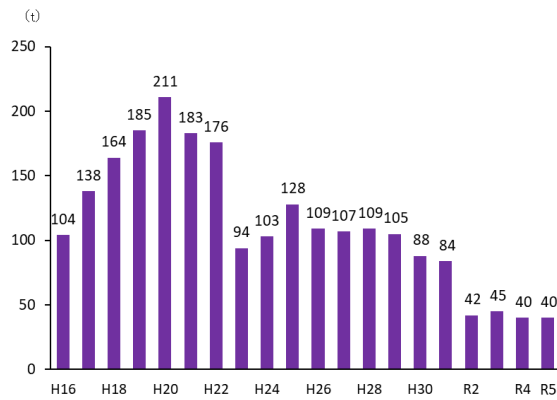


図 30 コイ養殖

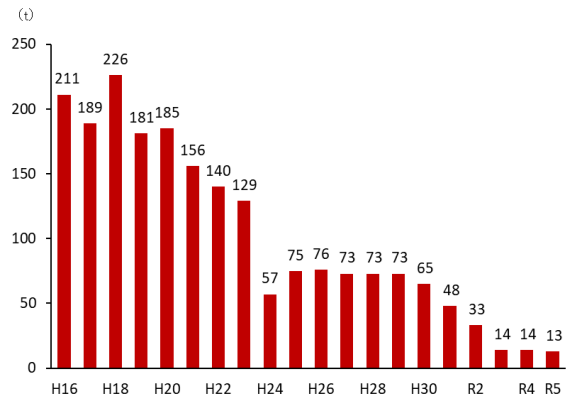


図 31 ニジマス養殖

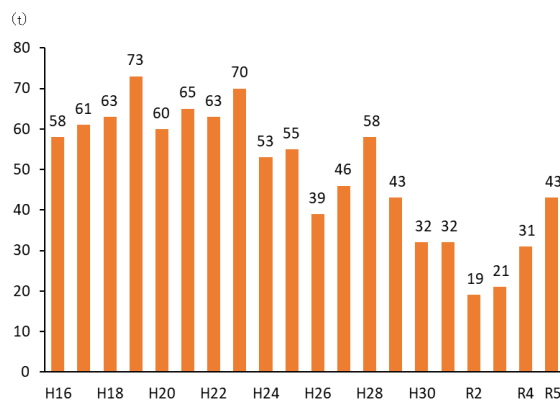


図 32 その他マス養殖

〔出典〕図 30～32：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき山形県作成

⑤内水面養殖業生産額

平成元年以降の内水面養殖業生産額は、平成元年の 5 億 9,800 万円から令和

3年には8,200万円まで減少しましたが、令和5年は若干回復し1億4,500万円となっています（図33）。

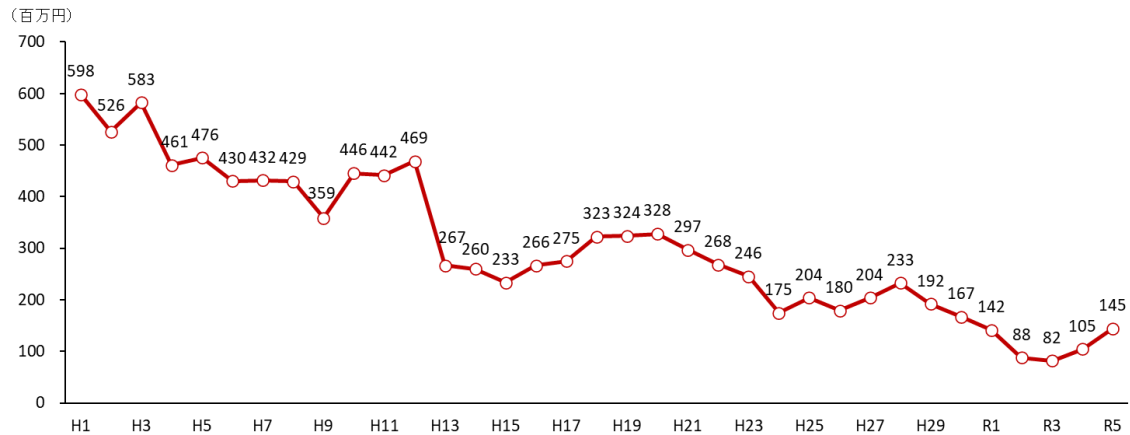


図33 内水面養殖業生産額

〔出典〕山形県農林水産部水産振興課調べ

主な魚種別では、コイは、平成20年の1億1,100万円から令和5年には2,300万円まで減少しました（図34）。ニジマスは、平成18年の1億3,100万円をピークに、その後は減少傾向が続き、令和5年は1,700万円となっています（図35）。一方、その他のますは、生産量増加と高単価により、令和5年は9,000万円となっており全内水面養殖業生産額の約3分の2を占めています（図36）。

<魚種別の生産額>

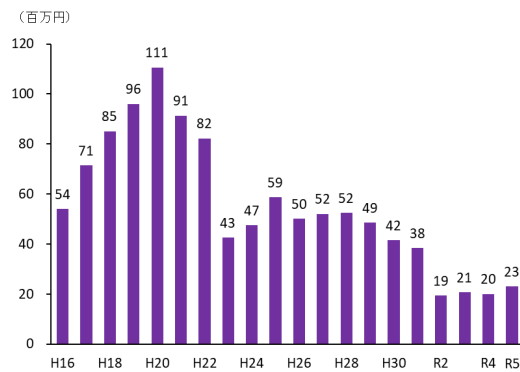


図34 コイ養殖

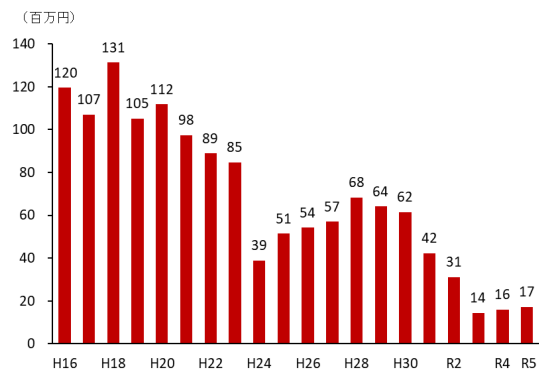


図35 ニジマス養殖

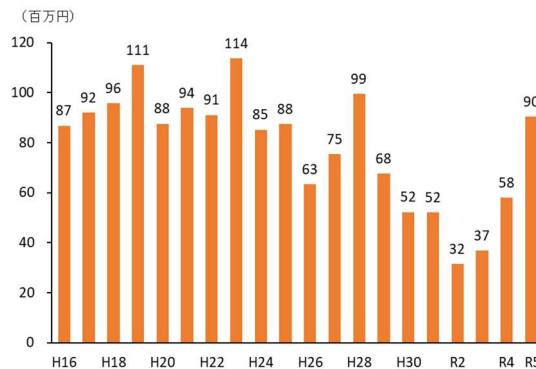


図36 その他ます養殖

〔出典〕図34～36：山形県農林水産部水産振興課調べ

⑥内水面漁業協同組合員数

平成10年以降の内水面漁業協同組合の組合員数は、一貫して減少しており、令和5年は5,740人となっています（図37）。

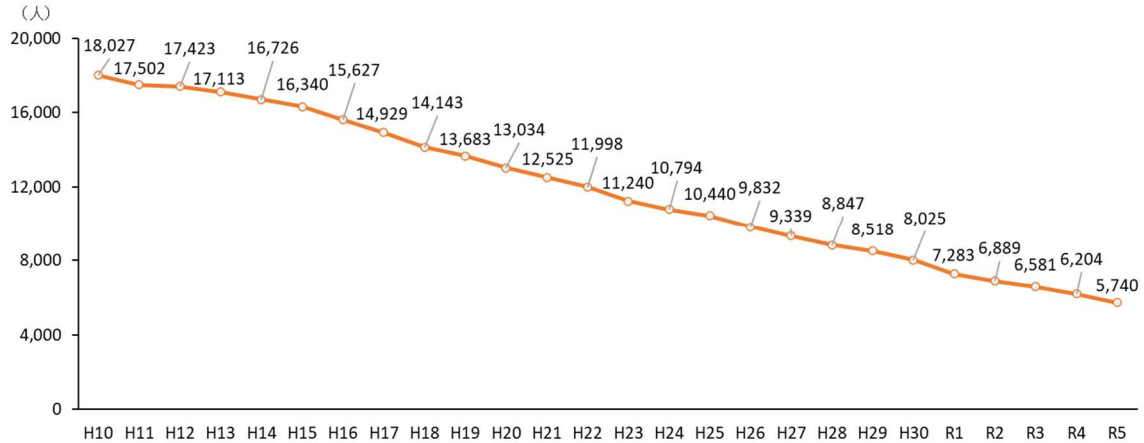


図37 内水面漁業協同組合員数の推移

〔出典〕山形県農林水産部水産振興課調べ

⑦遊漁承認証発行枚数

平成10年以降の各内水面漁業協同組合が発行した遊漁承認証（県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を除く）の総数は、平成14年までは増加していましたが、その後は減少に転じ、令和5年には8,857枚とピーク時の約25%にまで減少しています（図38）。

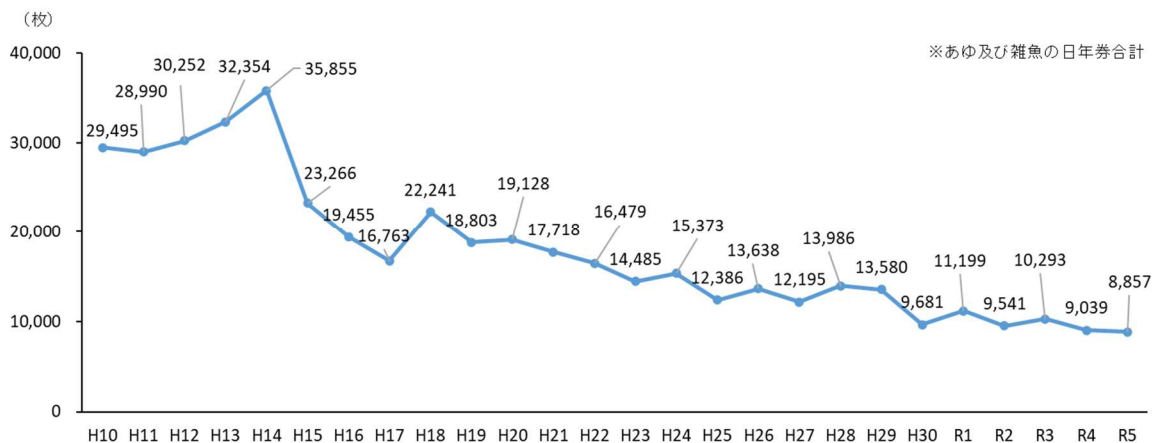


図38 遊漁承認証発行枚数の推移

〔出典〕山形県農林水産部水産振興課調べ

(3) 水産物流通・消費の状況

①県産水産物の平均単価

平成26年以降の県産水産物平均単価は、漁獲量の減少により主要魚種のスルメイカでは大きく上昇し、令和6年は1,227円/kgと、平成27年の3.3倍に達しています。スルメイカを除いた水産物についても近年は上昇傾向にあり、令

和6年は652円/kgと、期間中最も安かった令和2年の約1.4倍となっています（図39）。

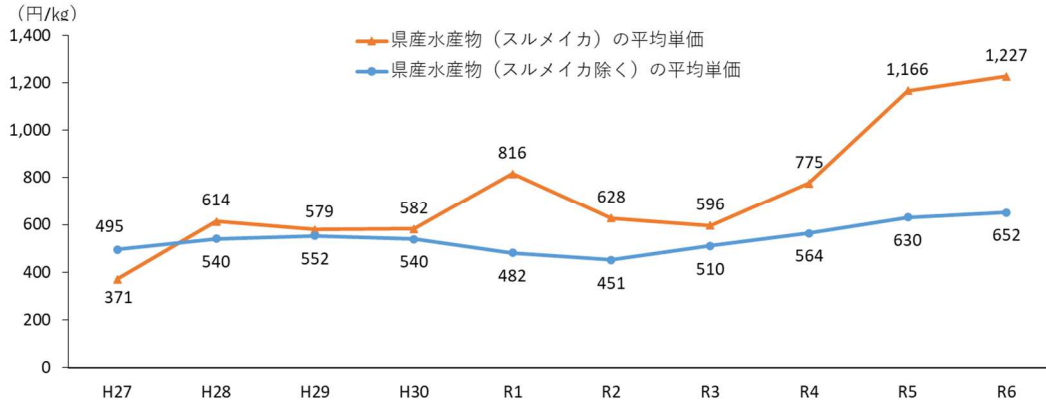


図39 県産水産物平均単価の状況

〔出典〕山形県「山形県の水産」に基づき作成

②県内陸部における県産水産物の流通状況

山形市公設地方卸売市場における水産物の県産取扱量は、庄内浜の魚消費拡大総合プロジェクトの取組みの推進などにより、平成28年から令和元年にかけて増加し、取扱率も上昇しました。しかし、海面漁業漁獲量が大きく減少した令和3年以降、県内取扱量と県産流通費比率は減少しました。令和6年は、県産取扱量と県産流通比率のいずれも上昇に転じています（図40）。

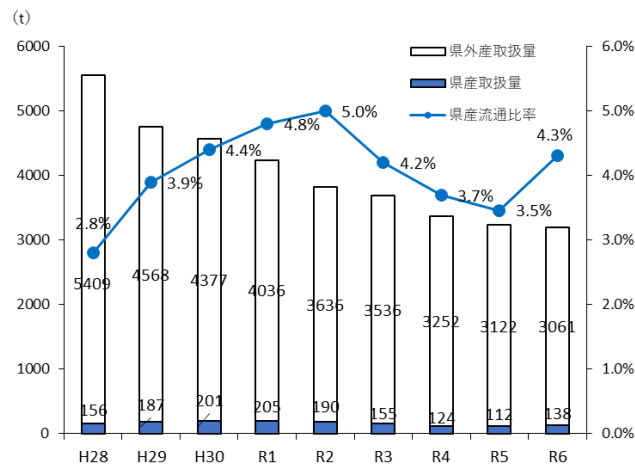


図40 県内陸部（山形市公設地方卸売市場）における

県産水産物流通状況の推移

〔出典〕山形市「山形市公設地方卸売市場年報」に基づき山形県作成

③県内の魚介類消費の状況

山形県民の魚介類摂取量は減少が続いており、平成11年から令和4年までの期間において、一人が一日に食べる魚介類の量は97.1gから60.0gまで約4割減少しています（図41）。

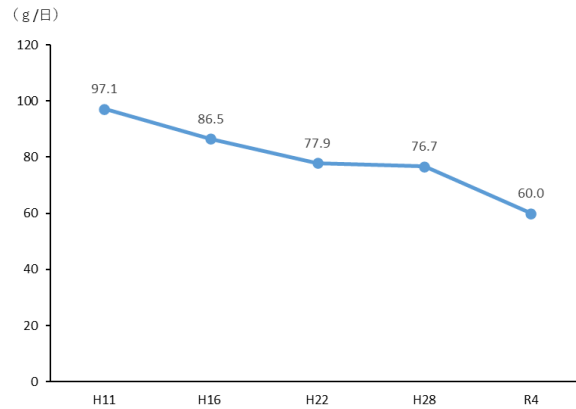


図41 山形県民1人1日あたりの魚介類摂取量

〔出典〕山形県「県民健康・栄養調査」に基づき作成

(4) 全国の船舶事故隻数

全国の漁船の事故隻数は、平成21年の535件をピークに減少傾向にあり、令和6年は185隻まで減少しました。一方、プレジャーボートでは、平成21年から令和3年にかけては、200隻台で横ばいから微増傾向にありましたが、直近3年間は減少しており、令和6年には119隻まで減少しています（図42）。

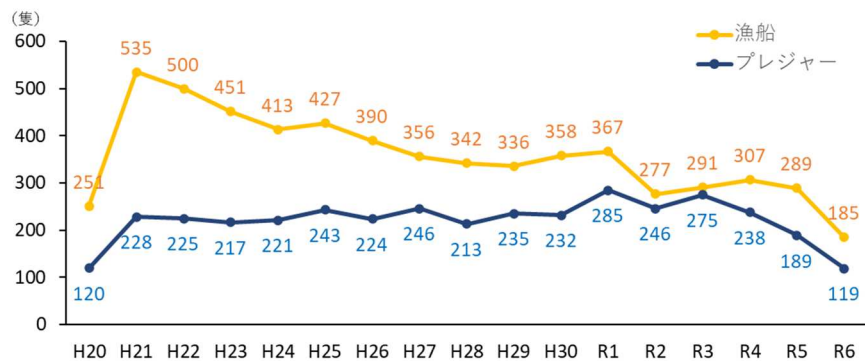


図42 全国の船舶事故隻数の推移

〔出典〕海上保安庁資料に基づき山形県作成

2 本県水産業の課題

本県水産業の現状を踏まえ、これまでの計画の基本方針Ⅰ～Ⅴにおける課題について、以下のとおり整理します。

基本方針Ⅰ 持続可能な海面漁業の生産基盤整備

- スルメイカやサケ等で見られる著しい不漁による漁獲量の減少への対応
- 夏期の高水温や藻場の食害生物の増加といった、漁場環境の急激な変化への対応
- 増大する漁港の維持管理費への対応

基本方針Ⅱ 海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化

- 燃油費や出荷資材等の操業コストの高騰に対する、魚価への十分な価格転嫁
- 新規漁業就業者の確保・定着及び、地域外からの新規漁業就業者における、地域での孤立を原因とした離脱への対応
- 操業効率の向上に有効なスマート漁業の導入促進
- 山形県漁業協同組合の経営改善

基本方針Ⅲ 持続可能な内水面漁業・養殖業の振興

- 頻発・激甚化する自然災害への対応
- サケの著しい来遊不振への対応
- ニジサクラをはじめとする県内養殖業の振興
- 内水面漁協の経営維持
- ブラックバス（コクチバス）及びカワウによる被害拡大への対応
- 水産生物の生息環境に配慮した河川工事の推進
- 遊漁人口の拡大に向けた取組みの推進

基本方針Ⅳ 県産水産物の利用拡大

- 大手量販店や宿泊施設などへの販路拡大に向けた安定供給体制の確立
- 活魚出荷（生きたままの状態での出荷）など、価値を高めた新たな出荷に

対応した流通体制・販路の確立

基本方針Ⅴ 安全・安心で健全な水域環境の確保と活用

- 漁村の活性化に向け、地域のにぎわいや新たな所得、雇用を創出する「海業⁵」の推進
- 洋上風力発電事業と水産業の共存共栄の在り方や具体策についての協議の推進

⁵ 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用して、地域のにぎわいや所得、雇用を創出する取組み。

第3章 計画の方向性・数値目標及び具体的な施策

1 計画の方向性・数値目標

第2章に記載した本県水産業の現状と課題に対し、本計画で進めるべき水産振興施策の方向性について、「山形県水産振興条例」に掲げる基本理念及び基本的な施策も踏まえ、以下の基本方針Ⅰ～Ⅴに示します。

また、数値目標について、本計画は「第5次農林水産業元気創造戦略」のアクションプランでもあることから、計画の進捗管理は、同戦略の目標及び重要業績評価指標（KPI）を使用することとし、同戦略と一体的に取り組を進めていきます。

第5次農林水産業元気創造戦略

基本戦略：付加価値の高い持続可能な水産業の実現

目標指標	現 状	目 標
経営体当たりの海面漁業生産額	773 万円 (R 5)	930 万円 (R10)
内水面漁業・養殖業生産額	4.9 億円 (R 4)	5.2 億円 (R10)
漁港・港湾で新たにに取り組む海業の件数	2 件 (R 4～6 年度累計)	3 件 (R 7～10 年度累計)

基本方針Ⅰ 海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化

減少が著しい海面漁獲量について、現状では早期の回復が見込めないことから、生産額の維持・向上、漁業者の所得向上に向け、県産水産物のさらなる付加価値向上対策に重点を置いて取り組みます。このため、第1期計画では基本方針Ⅱとしていた「海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化」を基本方針Ⅰに掲げ、新規漁業就業者の確保・定着などとあわせて取組みを強化します。

第5次農林水産業元気創造戦略の重要業績評価指標（KPI）	現 状	目 標
県産ブランド魚種（※）の平均単価	1,372 円/kg (R5)	1,550 円/kg (R10)
活イカ、活魚の生産額	1 百万円 (R5)	4 百万円 (R10)
新たな水産加工品の開発支援件数	111 件 (R2～5年度累計)	112 件 (R7～10年度累計)
新規漁業就業者数	32 人 (R2～5年度累計)	80 人 (R7～10年度累計)

※サワラ、トラフグ、ズワイガニ（オス）、スルメイカ

基本方針Ⅱ 持続可能な海面漁業の生産基盤整備

気候変動等による漁場の変化や水産資源の減少などに対応するため、資源管理型漁業や栽培漁業を一層推進し、水産資源の維持増大を図ります。また、漁港施設の強靱化や漁場環境の保全と多面的機能の発揮、養殖業の振興に取り組み、持続可能な海面漁業の生産基盤を整備します。

第5次農林水産業元気創造戦略の重要業績評価指標（KPI）	現 状	目 標
サケ稚魚の放流量	24 t 又は 3,000 万尾 (R5年度)	24 t 又は 3,000 万尾 (R10年度)
海面漁業生産額（属地）	20 億円 (R5)	24 億円 (R10)
養殖に取り組む経営体数	7 経営体 (R6年度)	10 経営体 (R10年度)

基本方針Ⅲ 持続可能な内水面漁業・養殖業の振興

内水面漁業については、急務となっているサケの資源回復をはじめとする水産資源の維持・増大、内水面漁協の経営改善や内水面養殖業のさらなる振興、遊漁者の増加による地域活性化に向けた取組みなどを進めていきます。

第5次農林水産業元気創造戦略の重要業績評価指標（KPI）	現 状	目 標
サケ稚魚の放流量〔再掲〕	24 t 又は 3,000 万尾 (R5年度)	24 t 又は 3,000 万尾 (R10年度)
「ニジサクラ」の生産量	3 t (R5)	5 t (R10)
遊漁証の販売額	68 百万円 (R5年度)	80 百万円 (R10年度)

基本方針Ⅳ 県産水産物の利用拡大

基本方針Ⅰと同じく、県産水産物の付加価値向上に向け、県産水産物の認知度向上、付加価値の高い水産物の流通・販売の促進、県産水産物の需要喚起に取り組み、県産水産物の利用拡大を図ります。

第5次農林水産業元気創造戦略の重要業績評価指標（KPI）	現 状	目 標
県産水産物の県内陸部における鮮魚流通割合	10.3% (R5)	20% (R10)
新たな水産加工品の開発支援件数〔再掲〕	111 件 (R2～5年度累計)	112 件 (R7～10年度累計)

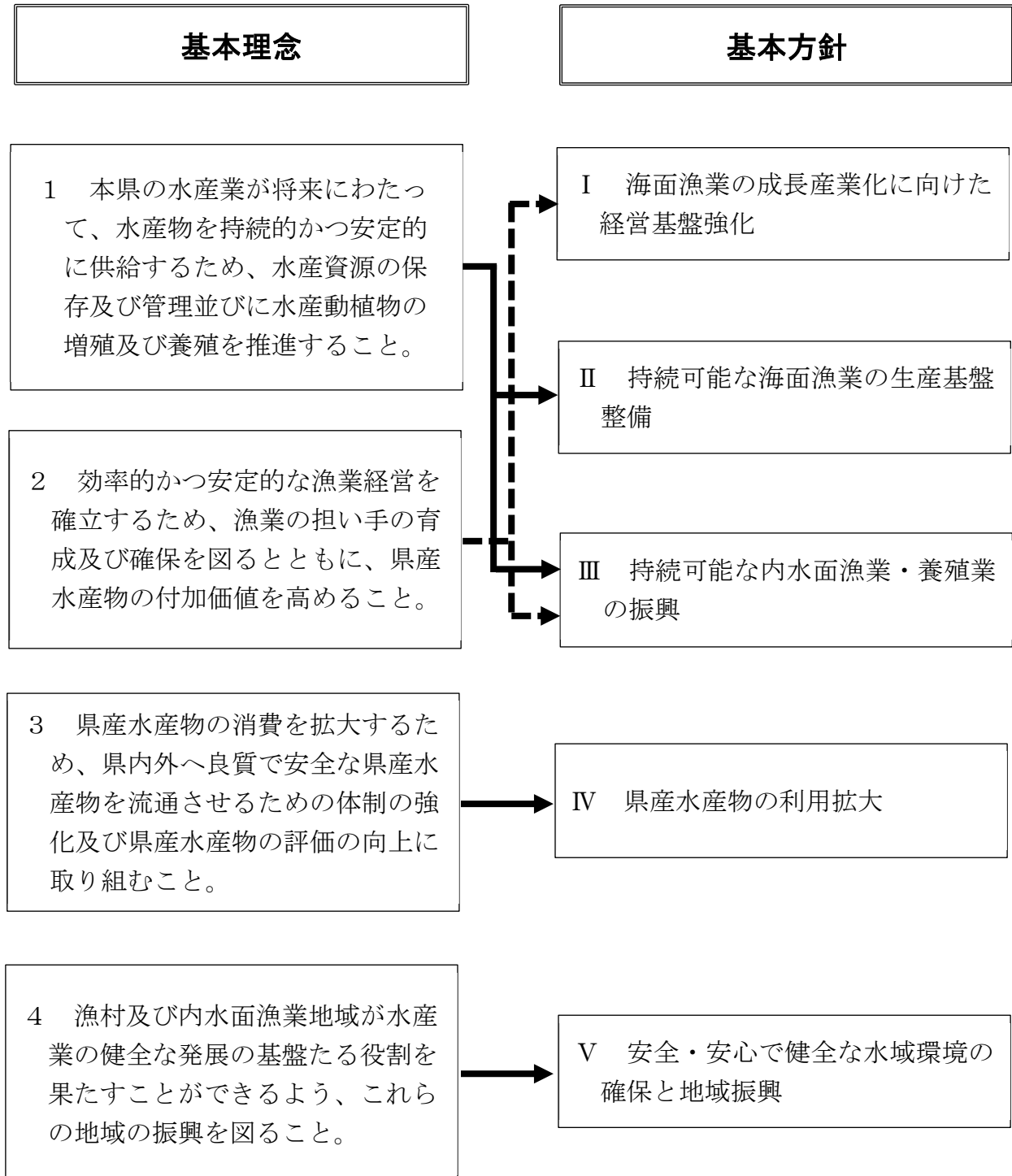
基本方針Ⅴ 安全・安心で健全な水域環境の確保と地域振興

海面及び内水面ともに豊かな水域環境を活用した地域活性化の視点を重視し、取組みを進めます。特に海面では、漁港施設等を活用した「海業」の推進に重点的に取り組めます。

第5次農林水産業元気創造戦略の 重要業績評価指標（K P I）	現 状	目 標
新たな水産加工品の開発支援件数 〔再掲〕	111 件 (R 2～5 年度累計)	112 件 (R 7～10 年度累計)
養殖に取り組む経営体数 〔再掲〕	7 経営体 (R 6 年度)	10 経営体 (R 10 年度)
遊漁証の販売額 〔再掲〕	68 百万円 (R 5 年度)	80 百万円 (R 10 年度)

(参考)

水産振興条例の基本理念と水産振興計画の基本方針の対応関係



2 具体的な施策

基本方針Ⅰ 海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化

(1) 県産水産物の付加価値向上の推進

ア 蓄養等による水産物の安定供給体制の強化

- 天候不良等により水揚量が少ない時期における安定供給や大量漁獲時における魚価の安定化に向け、きめ細かに具体的な取組みを検討するため、県、沿岸市町、県漁業協同組合及び流通関係者によるワーキングチーム会議を開催します。
- 漁獲物の付加価値を向上させるため、ズワイガニやイカ類など漁業者のニーズに応じた蓄養の取組みを支援します。
- 蓄養の取組みを拡大するため、飲食店におけるニーズ調査や試食会等を実施し、蓄養魚の需要拡大と、需要の見込める魚種の掘り起こしを行います。

イ 県産水産物のブランド化の推進

- 飲食店・漁業者・行政が連携した「庄内浜ブランド創出協議会」において、庄内浜産水産物のキャンペーンを展開します。
- 更なる品質向上と安定供給による魚価の向上に向け、協議会による鮮度保持研修や、蓄養等を活用した出荷を促進します。
- 変化する漁獲状況に応じて、新たなブランド魚種を検討します。

ウ 高鮮度保持技術の普及拡大

- 高品質な水産物の魚価向上を図るため、仲買や料理人を対象に、鮮度が高い県産水産物への理解向上に向けた勉強会等の取組みを強化します。
- 県産水産物の更なる高品質化に向けた技術開発及び科学的評価を推進します。

(2) 付加価値の高い加工品の生産拡大

ア 消費者ニーズの変化に対応した加工品開発の推進

- 需要の拡大が見込まれる家庭向け加工品（レトルト、冷凍食品等）の製品開発や設備導入を支援します。
- 水産研究所のおいしい魚加工支援ラボ⁶を活用した低未利用魚の加工品開発のさらなる促進に向け、勉強会や技術移転等の伴走支援を実施します。

イ 付加価値の高い加工品生産体制の構築

- 地域産業活性化コーディネーターを配置し、個別事案に応じて、加工方法や設備導入、販路開拓などについて、プッシュ型の支援を行います。

⁶ 平成30年10月21日開設。県産水産物の付加価値向上とブランド化を目的に、漁獲後の処理技術や水産加工等の研究研修機能と、県内の漁業者等が商品開発のため自ら試作を行える機能を備えた施設。

- 本県の加工品生産者は、個人や小規模事業者が多いことから、グループ化等による共同での商品開発体制や販売体制の整備を促進します。

(3) 担い手の育成・確保及び経営の安定化

ア 新規漁業就業者の確保及び定着

- 新規漁業就業者を確保するため、県漁業協同組合と連携して漁業の魅力を発信します。
- 新規漁業就業希望者を対象に準備研修を実施し、研修受講者に対し、転居費用や家賃補助、研修中の生活費として給付金を支給します。
- 水揚げが少ない独立経営開始直後の漁業者に対して、経営安定化資金を給付し、経営の安定化を図ります。
- 地域での新規漁業就業者の受入・定着に向けて、普及指導員が中心となり地域全体のコーディネートを行います。

イ 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成

- 意欲的な漁業者の操業コスト低減や漁獲物の付加価値向上を促進するため、代船建造や漁具整備など効率的な操業環境整備について支援を行い、地域の中核として漁業を牽引するトップランナーの育成を推進します。
- 漁場環境の変化に伴う漁獲量の減少や燃油・資材価格の高騰等により厳しさを増している漁業経営の安定化を図るため、セーフティネット制度への加入促進や物価高騰対策を実施します。
- 漁業者がより高度な漁獲技術や異なる漁法を習得するために漁協が行う経営の多角化や所得向上に向けた取組みを支援します。

(4) スマート漁業の推進

ア デジタル技術を活用した効率的な操業体制の確立

- 底びき網漁業やはえ縄漁業における漁場選択を容易にするため、自船の位置を海底地形図上に表示できるデジタル海底地形図アプリケーションを開発します。
- 他県の漁業試験調査船と連携し、スルメイカの好漁場である大和堆や武蔵堆など沖合漁場の魚群分布調査を広域的に実施するとともに、漁業試験調査船「最上丸」に高速衛星通信を導入し、調査結果をリアルタイムで発信して、漁業者の効率的な操業を支援します。
- 漁業者に対し、海況予測システム等のデジタル機器の有用性を明らかにして、機器導入の動機付けを行い、導入及び運用を伴走支援します。

(5) 山形県漁業協同組合の機能強化

ア 山形県漁業協同組合の経営基盤強化

- 県漁協の安定した経営実現のため、県漁協が実施する従来の水揚げのみに頼らない事業構造への転換、及び新たな収益事業の確立に向けた取組みを沿岸市町と連携して支援します。

イ 山形県漁業協同組合と行政機関との連携強化

- 県漁協が担う公的な役割である漁業権の管理や適切な資源管理、浜の活力再生プラン⁷の推進、浜の環境維持、海難防止活動などの取組みをより円滑に進めるため、県漁協と県及び沿岸市町の連携を強化します。

⁷ 2014年に始まった、水産業の活性化のための改革の取組み。地域によってさまざまに異なる水産業・漁業を進行させることを目指して、それぞれの漁村や地域の現状に合わせて考えられた取組計画。漁業者や市町を中心に組織された地域水産業再生委員会が、課題・計画・目標を見据えて立案。

基本方針Ⅱ 持続可能な海面漁業の生産基盤整備

(1) SDGsの実現に向けた水産資源の維持増大

ア 資源管理型漁業のさらなる推進

- TAC⁸管理に加え、資源管理協定等による地域の実状に応じた自主的管理に継続して取り組みます。
- より効果的な資源管理を行うため、本県に適した検証方法の検討を進めます。

イ 環境変化に対応した栽培漁業の推進

- ヒラメ等の既存放流魚種の放流効果を検証し、その結果に基づいて放流数や放流時期等を検討し、最適な種苗放流を実施していきます。
- 種苗放流の効果を高めるため、公益財団法人山形県水産振興協会の種苗生産や漁業者の種苗放流に対して技術的支援を行います。
- 漁港内の利用頻度が減少した区域の有効活用を図るため、港内の静穏域を活用し、マナモコの種苗放流による増殖に取り組みます。
- 水温上昇など海洋環境の変化に対応した放流種苗や新魚種の種苗生産技術の開発に取り組むとともに、それらの技術を十分に活用できるよう山形県栽培漁業センターの施設整備を検討していきます。

ウ 急激な資源減少に対応したサケ増殖事業の推進

- 持続可能なサケ資源の造成に向け、ふ化事業者や海面漁業者など関係者が一体となったふ化放流事業の実施と資源管理体制の構築に取り組みます。
- 国のさけ・ますふ化放流対策関係事業に係る共同研究に参画し、河川内及び沿岸での減耗回避技術開発と増殖技術の高度化に継続して取り組むとともに、これまでの研究成果を踏まえ、生産協力体制や施設整備について検討します。
- サケの急激な資源減少を踏まえ、資源の回復と維持に向け、行政や漁業者、組合等の関係者が一体となった取組みを進めるため「山形県さけ振興指針」を見直します。

エ 生産力の向上に資する漁場環境等の整備推進

- 「本州日本海北部水産環境整備マスタープラン」⁹に基づき藻場やイワガキ増殖場、ズワイガニ保護育成礁等の造成を行うとともに、長期的なモニタリングを実施し、効果を検証します。
- 漁場環境の改善を図るため、漁業試験調査船「最上丸」による海底耕耘を実施します。

⁸ 「漁獲可能量 (Total Allowable Catch)」。平成8年に制定された「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、漁獲可能な数量を定める資源管理制度。

⁹ 平成28年12月19日水産庁承認。令和7年度変更予定。水産資源を育む水産環境保全・創造事業基本計画（豊かな海を育む総合対策）（水産環境整備マスタープラン）。

(2) 漁港施設の強靱化とインフラ設備の有効活用

ア 災害に強く耐久性の高い漁港施設の整備

- 災害に強く耐久性の高い漁港施設を整備するため、「山形県圏域総合水産基盤整備事業計画」¹⁰に基づき、主要な岸壁及び防波堤の耐震化・耐津波化工事を実施するとともに、機能保全対策工事を実施し、既存施設の長寿命化を図ります。

イ 漁業関係インフラ設備の有効活用による生産体制の強化

- 漁港内の利用頻度が減少した区域の有効活用を図るため、港内の静穏域を活用し、マナマコの種苗放流による増殖に取り組みます。〔再掲〕
- 県漁協による漁獲物の集荷業務の負担軽減や、漁港管理者が実施する漁港の維持管理に係るコストの低減に向け、利用頻度の低下した漁港の再編を検討します。

(3) 漁場環境の保全と多面的機能の強化

ア 漁場生産力・多面的機能¹¹の強化に資する取組みへの支援

- 幼稚魚の育成場の確保や環境学習の場の創出に向け、漁業者や地域住民等が行う藻場保全活動等を支援します。

イ 漁業系廃棄物の適正処理や漂流・漂着ごみの発生抑制

- 水域及び漁港区域の環境を保全するため、「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」及び「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を漁業者等に周知します。
- 水域及び漁港区域の環境を保全するため、漁港区域内の漂着ごみや流木等の回収を実施します。
- 漁業者や地域住民などのボランティアによる海岸清掃活動を促進するため、漂着ごみの回収を支援します。

ウ 豊かな海を育む森づくりの促進

- 良質な水資源の安定供給や渓流域の環境保全に向け、漁業者をはじめ、県民による河川上流域等での植樹や保育などの森林整備活動を支援します。

(4) 養殖業の振興

ア 養殖生産拡大に向けた体制整備

- 気象条件の厳しい庄内浜において、持続可能な養殖モデルの確立に向け、産学官が連携したコンソーシアムを設置し、民間資本の活用等により庄内浜での養殖事業を推進します。

¹⁰ 国の漁港漁場整備基本方針（令和4年3月25日閣議決定）の規定に基づき、令和4年4月28日付け策定・届出（計画期間：令和4年度から令和8年度）。

¹¹ 多面的機能：水産業・漁村は、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担っている。

基本方針Ⅲ 持続可能な内水面漁業・養殖業の振興

(1) SDGsの実現に向けた水産資源の維持増大

ア 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進

- 県の魚サクラマス適切な放流密度の基準や従来の稚魚放流以外の放流手法等を検討し、種苗生産者や内水面漁協と連携しながら、より効果的な増殖に取り組みます。
- 天然魚に近い高品質なアユ種苗の生産に向け、河川から採捕した天然アユを親魚として栽培漁業センターで生産管理を行い、県内の中間育成施設に対して、良質な種苗を安定供給できる体制を維持します。
- コイ養殖の高付加価値化に向け、飼料用米を用いた生産技術の改良と成果の普及に取り組みます。
- コイ養殖の生産コスト低減を図るため代替原料を検討します。
- ニジサクラの生産安定化のため、ニジサクラ養殖における飼育管理の効率化と成育不調への対応の迅速化に取り組みます。
- 養鱒業の振興に向け、耐病性や成長、食味等に優れる新たな養殖品種のニーズ調査・研究開発を行います。

イ 急激な資源減少に対応したサケ増殖事業の推進〔再掲〕

- 持続可能なサケ資源の造成に向け、ふ化事業者や海面漁業者など関係者が一体となったふ化放流事業の実施と資源管理体制の構築に取り組みます。
- 国のさけ・ますふ化放流対策関係事業に係る共同研究に参画し、河川内及び沿岸での減耗回避技術開発と増殖技術の高度化に継続して取り組むとともに、これまでの研究成果を踏まえ、生産協力体制や施設整備について検討します。
- サケの急激な資源減少を踏まえ、資源の回復と維持に向け、行政や漁業者、組合等の関係者が一体となった取組みを進めるため「山形県さけ振興指針」を見直します。

ウ ブラックバスやカワウ等による被害の防止対策

- 内水面漁協に加え、地域おこし協力隊や河川愛護団体等、地域における新たな主体の参画を促進するとともに、駆除した外来魚の活用法を検討します。
- 「山形県カワウ管理指針¹²」に基づくカワウ被害防止対策及び調査等に取り組むとともに、県内のカワウ管理目標個体数の設定について部局間で連携して取り組みます。
- その他の内水面漁業に影響を及ぼす生物について、生息箇所を調査し、内水面漁業協同組合など関係機関が行う駆除等に対して技術的支援や指導

¹² 令和6年3月山形県（環境エネルギー部みどり自然課）

を行います。

エ 伝染性疾病の予防対策

- 天然水域や養殖現場における伝染性疾病による被害防止を図るため、種苗生産・中間育成・養殖の各施設において、定期的な保菌検査や巡回指導を行います。
- 病原体の侵入経路となる可能性がある県外産おとりアユの持ち込みを抑制するため、遊漁者やおとりアユ販売者に対する啓発活動を実施します。
- コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、国や関係機関等と連携し、発症防止に関する啓発を行うとともに、事例（疑い事例を含む）が発生した場合は、診断から初期対応、まん延防止措置まで迅速に対応します。

(2) 内水面漁業・養殖業の健全な発展

ア 持続可能で安定した内水面漁業・養殖業経営体の育成

- 遊漁者の増加に向け、イベント開催時やSNSにおいて、釣りの面白さを広くPRする機会を設けたり、各内水面漁協の情報を周知したりするなど広報活動を強化します。
- 観光業と連携し、遊漁証がセットになった体験型パッケージ旅行商品の企画開発等の取組みを支援します。
- 内水面漁協の増殖経費の低減を図るため、増殖手法の改良と普及指導を推進します。
- 流域にまたがる豪雨災害等の大規模な自然災害発災時の復旧を支援します。
- 水産加工品の製造に取り組む経営体の設備導入に対する支援や加工に関する技術的な助言等を行います。
- 養殖業者間のネットワークの構築や需給者との交流の機会を創出するため、養殖業に関する技術講習会や勉強会、地域の食に通じる関係者を招いた試食会等を開催します。

イ 地域と連携した将来の担い手の育成・確保

- 地域の小学生等が行う種苗放流体験等のイベント開催時やSNSにおいて内水面漁協の役割や魅力を発信する広報活動を実施します。
- 養殖業について、既存事業者と新規希望者との事業マッチングに取り組みます。また、全国内水面漁業協同組合連合会が行う養殖業の現場での長期研修などの支援制度の周知や申請に向けた支援を行います。
- 内水面漁協の経営維持について、産業支援機関等と連携し、専門家を招いて経営に関する研修会などを開催します。

- 持続可能な漁協運営のため、漁協の合併・統合について、調査・研究し、今後の対策の検討を行います。

(3) 漁場環境の再生・保全・活用

ア 自然との共生及び環境との調和に配慮した川づくりの促進

- 水産動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮した川づくりを促進するため、河川管理者との意見交換会を継続して実施します。

イ 遊漁者の増加による地域の活性化

- 遊漁者の増加に向け、イベント開催時やSNSにおいて、釣りの面白さを広くPRする機会を設けたり、各内水面漁協の情報を周知したりするなど広報活動を強化します。〔再掲〕
- 観光業と連携し、遊漁証がセットになった体験型パッケージ旅行商品の企画開発等の取組みを支援します。〔再掲〕
- 初心者向けの釣り教室やアユのルアー釣り体験会の開催を支援します。
- 県内のつかみ取りイベントの参加者や各地の釣り堀の来客者を対象に、釣り教室開催の周知や遊漁ルール の啓発を行います。

ウ 水域環境及び森林の整備・保全

- 内水面漁協が行う環境保全活動や川づくり活動の周知・啓発を行い、企業や団体等による社会貢献活動とのマッチングを図ります。
- 最上川の水質や漁場環境の動向を把握し環境を保全するため、漁場環境の生物学的なモニタリングを定期的 to 実施し、その結果を漁業関係者や関係機関に情報提供します。
- 森林の有する水源涵養機能の発揮による水資源の安定供給や渓流域の環境保全及び改善に資するため、再造林率 100%化、地滑りや山腹崩壊の復旧・予防、老朽化した治山ダムの長寿命化に取り組みます。

エ 多面的機能の強化に資する取組みへの支援

- 水産業が持つ多面的機能（河川・湖沼の生態系保全機能、交流の場の形成機能等）を発揮する取組みが効果的に実施できるよう、地域要望に応じた技術的な助言及び関係機関との調整を支援します。
- 教育・交流の機会拡大に向け、小学生等を対象とした県の魚サクラマスの種苗放流体験事業を実施します。

(4) 内水面漁業の振興に向けた連携強化

ア 行政機関と内水面漁業関係団体等との協議の調整

- 水産動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮した川づくりを促進するため、河川管理者との意見交換会を継続して実施します。〔再掲〕
- 渇水期における河川の安定流量の維持に向けて、河川管理者が設置する渇水情報連絡協議会へ参加し関係者との情報共有を図ります。

第3章 | 計画の方向性・数値目標及び具体的な施策

- 県、市町村と内水面漁協や鮭人工孵化事業組合などの漁業関係団体との情報共有の場を設置し、内水面漁業・増殖事業に係る課題の抽出と解決策の検討を行います。

基本方針Ⅳ 県産水産物の利用拡大

(1) 県産水産物の認知度向上

ア 県内陸部での認知度向上に向けた取組みの推進

- 「庄内浜の魚消費拡大総合プロジェクト推進本部」を主体に、水産物卸売業者等の流通関係者や量販店と連携して旬の魚キャンペーンを実施します。
- Facebook 及び Instagram「やまがたさかなビ」¹³において、おすすめの魚介類や、キャンペーン・イベント情報を発信します。
- 若い世代をターゲットにSNS等での店舗入荷情報などの発信と、対面販売による調理方法の紹介や実演・試食を組み合わせるなど、多様な方法による情報発信を強化します。

イ 「庄内浜文化伝道師」¹⁴等による認知度向上

- 庄内浜産水産物の美味しさや食文化の認知度向上を図るため、「庄内浜文化伝道師」による魚のさばき方講座、料理教室、イベントでのPR等の魚食普及活動を行います。
- 伝道師の新規認定とステップアップ講座を実施し、伝道師講座の充実を図ります。
- 魚を簡単に調理したい人に向けた伝道師によるYouTube「魚さばかないチャンネル」¹⁵の配信などニーズに合わせた情報発信を強化します。

ウ 県産農産物・県産品との連携による認知度向上

- 県産農産物や日本酒・ワインなどの県産酒と県産水産物とを組み合わせた新たなメニューの情報発信及び飲食店等への提案に取り組みます。

エ 食材提案による認知度向上

- 「やまがた庄内浜の魚応援店」¹⁶が実施する、県産水産物の採用に繋がる新たなメニュー開発を支援します。

(2) 付加価値の高い水産物の流通・販売の促進

ア 蓄養等による水産物の安定供給体制の強化〔再掲〕

- 天候不良等により水揚量が少ない時期における安定供給や大量漁獲時における魚価の安定化に向け、きめ細かに具体的な取組みを検討するため、県、沿岸市町、県漁業協同組合及び流通関係者によるワーキングチーム会議を開催します。

¹³ 庄内浜の魚消費拡大総合プロジェクト事業に関する情報発信のため山形県が開設したページ。庄内浜の魚やイベント情報を発信

¹⁴ 庄内浜産魚介類やその料理方法、浜の文化について、県内各地に様々な機会を捉えてPRするとともに、地魚の消費拡大や魚食普及活動ができる能力があると山形県が認定した方。

¹⁵ 庄内浜文化伝道師がおいしく時短できるお魚料理を紹介 (<https://www.youtube.com/@sabakanai>)

¹⁶ 庄内浜産水産物を積極的に使用する意志があり、店頭や店内に「やまがた庄内浜の魚応援店」の看板等のPR資材を掲げて、お客様に庄内浜産水産物の魅力をPRする店として県に登録した店舗。

- 漁獲物の付加価値を向上させるため、ズワイガニやイカ類など漁業者のニーズに応じた蓄養の取組みを支援します。
- 蓄養の取組みを拡大するため、飲食店におけるニーズ調査や試食会等を実施し、蓄養魚の需要拡大と、需要の見込める魚種の掘り起こしを行います。

イ 県産水産物のブランド化の推進〔再掲〕

- 飲食店・漁業者・行政が連携した「庄内浜ブランド創出協議会」において、庄内浜産水産物のキャンペーンを展開します。
- 更なる品質向上と安定供給による魚価の向上に向け、協議会による鮮度保持研修や、蓄養等を活用した出荷を促進します。
- 変化する漁獲状況に応じて、新たなブランド魚種を検討します。

ウ 高鮮度保持技術の普及拡大〔再掲〕

- 高品質な水産物の魚価向上を図るため、仲買や料理人を対象に、鮮度が高い県産水産物への理解向上に向けた勉強会等の取組みを強化します。
- 県産水産物の更なる高品質化に向けた技術開発及び科学的評価を推進します。

エ ECサイトなどのデジタル技術を活用した販売促進

- ECサイトへの出店に係る取組みを支援し、新たな販売ツールの活用を促します。

(3) 県産水産物の需要喚起

ア 地域資源を活用した水産物の消費拡大とにぎわいの創出

- 観光需要を取り込みながら県産水産物の消費拡大を図るため、庄内北前ガニをはじめとするブランド魚のキャンペーンを継続して展開します。

イ SNS等を活用した家庭での水産物の消費促進

- 各種キャンペーンやイベントと連動して、旬の魚と簡単な調理方法を連動して発信するなど、家庭での消費促進を図ります。

ウ 子どもなどの若い世代への魚食普及の推進

- 幼少期に魚食に慣れ親しめる機会を拡大するため、学校給食等での食材採用を支援します。
- 親子や若い世代を対象に食育教室を開催し、県産水産物に慣れ親しむ機会を拡大します。

エ 「道の駅」・産地直売施設等での販路拡大

- 日本海沿岸東北自動車道の整備にあわせて移転予定の「道の駅」での県産水産物の販売拡大に向けた支援を検討します。
- 地域産業活性化コーディネーターを配置し、個別事案に応じて、販路開拓などについて、プッシュ型の支援を行います。

基本方針Ⅴ 安全・安心で健全な水域環境の確保と地域振興

(1) 豊かな水域環境を活用した地域活性化

ア 漁港施設等を活用した海業の推進

- 漁業関係者を対象に海業の勉強会を開催し、全国の優良事例や支援制度の紹介を行うことで、地域での機運醸成を図ります。
- 漁業者等が行う加工品開発・販売や漁業体験、漁船クルージング等、地域資源を活用した海業の取組みを支援します。
- 漁村地域に人を呼び込むため、漁業者等が行う地域の魅力発信の取組みを支援します。

イ 遊漁者の増加による地域の活性化〔再掲〕

- 遊漁者の増加に向け、イベント開催時やSNSにおいて、釣りの面白さを広くPRする機会を設けたり、各内水面漁協の情報を周知したりするなど広報活動を強化します。
- 観光業と連携し、遊漁証がセットになった体験型パッケージ旅行商品の企画開発等の取組みを支援します。
- 初心者向けの釣り教室やアユのルアー釣り体験会の開催を支援します。
- 県内のつかみ取りイベントの参加者や各地の釣り堀の来客者を対象に、釣り教室開催の周知や遊漁ルールの特啓を発行します。

(2) 漁業者の安全・安心な操業環境の確保

ア 外国等漁船による違法操業対策の促進

- イカ釣り漁業の漁場形成海域である日本海大和堆周辺水域における安全・安心な操業環境を確保するため、北朝鮮船や中国漁船による操業状況を注視し、違法操業が確認された場合には政府に対して必要な措置を求めます。

イ 水域における安全確保と秩序遵守の促進

- 水域利用者の安全確保を図るため、ライフジャケットの着用をはじめ、航行の秩序を遵守するよう普及啓発を図ります。
- 水難救助を担う水難救済会等の活動を強化するため、会員の拡大に向けた周知活動を関係機関と連携して実施します。

ウ 安全な操業環境の整備推進

- 北朝鮮による飛翔体発射時や災害等発生時における安全な操業体制を整備するため、無線設備の更新に対して支援します。
- 漁船等が安全に操業できる環境を確保するため、航路・泊地等の浚渫や、係船設備の更新等を計画的に推進します。

(3) 健全な水域環境の確保

ア 漁業監視体制の充実・強化

- 漁業監視調査船「月峯」について、代船を建造し機能強化を図ります。
- 高齢化が進み、成り手不足が深刻化している内水面の漁業監視員について、必要に応じて内水面漁業協同組合員以外の者からも監視員を任命するなど人材の確保に取り組みます。

イ 遊漁に関する法制度の周知・啓発の強化

- 健全に遊漁できる環境を整備するため、正しい遊漁のルールについてまとめたわかりやすい冊子を配布します。

ウ 自然との共生及び環境との調和に配慮した川づくりの促進〔再掲〕

- 水産動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮した川づくりを促進するため、河川管理者との意見交換会を継続して実施します。

エ 洋上風力発電事業と漁業との協調

- 洋上風力発電事業と漁業との共存・共栄を図るため、事業実施中の遊佐町沖事業においては、漁業協調・振興策の着実な実施に向けた伴走支援を行います。また、事業計画中の酒田市沖事業においては、漁業協調・振興策案の検討を支援します。

参 考 資 料

1 山形県水産振興条例（令和3年3月19日山形県条例第39号）

目次

前文

第1章総則（第1条―第6条）

第2章振興計画（第7条）

第3章水産振興に関する基本的施策（第8条―第18条）

第4章推進体制等（第19条・第20条）

附則

本県は、名峰に数えられる秀麗な山々に囲まれ多様な水系を有している。母なる川「最上川」に代表される河川を通して日本海へと注ぐ壮大な水の循環は、最上川舟運、北前船など経済と文化の行き交う道として重要な役割を果たすとともに、美しい自然と豊かな資源を支え、多様な水産物を育んできた。

本県の水産業は、日本海の豊富な水産物の水揚げ点や清流を活かした良好な漁場及び養殖場を有し、県内各地のにぎわいを創出するなど地域産業の発展と振興に大きく貢献し、県民の豊かな食生活を支えてきた。さらには、漁村及び内水面漁業地域は、水産業の健全な発展の基盤であるとともに、様々なレクリエーションの場としても活用され、県民の健康で豊かな生活の実現に寄与してきた。

平成28年に本県で開催された第36回全国豊かな海づくり大会では「森と川から海へとつなぐ生命のリレー」をテーマとして、新たな決意を持って、豊かな海を育み、環境や生態系の保全に努めていくことが決議され、水産業に携わる者は、環境や生態系の保全の取組により豊かな海というかけがえのない財産を将来に引き継ぐ重要な責務があるとされた。

しかしながら、気候変動等による漁場環境の変化や水産資源の減少、漁業の担い手の減少等により、漁業とこれを支える地域を取り巻く環境は厳しさを増しており、本県の水産業の振興に向け、将来を見通した方向性を示す必要がある。

このような状況の下、本県の水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、県、市町村、水産業者、県民等が一体となって取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本県の水産振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに水産業者及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、水産振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県の水産業の健全な発展並びに漁村及び内水面漁業地域の振興を図り、もって豊かな県民生活の実現及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水産業」とは、漁業、水産加工業及び水産流通業をいう。

2 この条例において「内水面漁業地域」とは、内水面における漁業を内容とする団体漁業権（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第7項に規定する団体漁業権をいう。）に係る漁場の属する地域をいう。

(基本理念)

第3条 本県の水産振興に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 本県の水産業が将来にわたって、水産物を持続的かつ安定的に供給するため、水産資源の保存及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖を推進すること。
- (2) 効率的かつ安定的な漁業経営を確立するため、漁業の担い手の育成及び確保を図るとともに、県産水産物の付加価値を高めること。
- (3) 県産水産物の消費を拡大するため、県内外に良質で安全な県産水産物を流通させるための体制の強化及び県産水産物の評価の向上に取り組むこと。
- (4) 漁村及び内水面漁業地域が水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たすことができるよう、これらの地域の振興を図ること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産振興に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村、水産業者、県民その他関係機関による水産振興に関する取組の促進を図るため、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携し、及び必要な支援を行うものとする。

(水産業者の役割)

第5条 漁業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、水産資源の保存及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖に主体的に取り組むことにより、安定的な漁業生産の維持増大に努めるものとする。

2 水産加工業及び水産流通業を営む者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、消費者に信頼される良質で安全な水産物の製造及び流通に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 水産業者は、水産物の評価の向上に主体的に取り組む、その事業を行うに当たっては、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の果たす役割に対する理解を深め、水産動植物の生育環境の保全及び改善に資するよう、水質の保全及び森林の整備を図るための活動に参加し、並びに県産水産物の利用を推進するよう努めるものとする。

- 2 海域、河川等において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関連する事業を営む者は、その活動又は事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、漁業に支障を及ぼさないように、及び水質に影響を及ぼさないように努めるものとする。

第2章 振興計画

第7条 知事は、水産振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「振興計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により振興計画を定めようとするときは、県民の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第3章 水産振興に関する基本的施策

（水産資源の維持増大）

第8条 県は、水産資源の維持増大を図るため、漁業者と連携した水産資源の保存及び管理の推進、水産動物の種苗の生産及び放流の推進、水産動植物の養殖に関する技術開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造）

第9条 県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、水質の保全及び森林の整備の推進、野生生物等による水産資源に対する被害を防止するための措置の実施に対する支援、藻場の造成の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（漁業の基盤の整備）

第10条 県は、県産水産物の安定的な供給に資するための漁業の基盤を整備するため、漁港施設（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設をいう。）の整備、漁場の整備及び開発、水産動植物の増殖及び養殖の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（漁業の担い手の育成及び確保）

第11条 県は、漁業の担い手の育成及び確保を図るため、漁業技術の向上の促進、漁業の魅力の発信、漁業への就業を希望する者を円滑に受け入れることができる体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産水産物の付加価値の向上）

第12条 県は、県産水産物の付加価値を高めるため、水産物の処理及び加工に関する技術の向上の促進、水産物の保蔵及び加工の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（効率的かつ安定的な漁業経営の育成）

第13条 県は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、漁船その他の施設の導入の促進、事業の共同化の推進、経営管理能力の向上の促進その他の必要な施策を講ずるもの

とする。

（県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上）

第 14 条 県は、県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上を図るため、流通の効率化及び高度化の促進、衛生管理の高度化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産水産物の率先利用等）

第 15 条 県は、県民並びに水産加工業及び水産流通業を営む者がその日常生活及び事業において県産水産物を率先して消費し、利用し、又は販売するようにするため、地産地消（県産水産物を県内で消費することをいう。）の取組の推進、県産水産物の販売先の開拓の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（漁村及び内水面漁業地域の振興）

第 16 条 県は、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、水産業と観光業等との連携の促進、遊漁その他の余暇活動に関する情報提供、漁村及び内水面漁業地域に関する文化の継承の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（水産に関する調査及び技術の開発の推進）

第 17 条 県は、水産に関する調査及び技術の開発を推進するため、大学、高等学校、民間その他試験研究機関との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の促進）

第 18 条 県は、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の果たす役割に対する県民の理解の促進に資するため、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域が有する水産物を安定的に供給する機能及び自然環境の保全等の多面にわたる機能の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 推進体制等

（推進体制の整備）

第 19 条 県は、国、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携して、水産振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第 20 条 県は、水産振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている水産振興に関する計画であつて、振興計画に相当するものは、第 7 条第 1 項の規定により定められたものとみなす。

2 第2期元気な山形県水産業を創るプロジェクト推進本部設置要綱

(設置)

第1条 山形県水産振興条例(令和3年3月条例第39号。以下「条例」という。)

第19条の規定に基づき、水産振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するため、第2期元気な山形県水産業を創るプロジェクト推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 条例第7条に基づく計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 水産業の成長産業化施策の協議に関すること。
- (3) 水産業関連地域の振興施策の協議に関すること。
- (4) その他、必要な施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、委員をもって構成する。

- 2 本部長は、山形県農林水産部長をもって充てる。
- 3 副本部長は米沢市副市長、鶴岡市副市長、酒田市副市長、大江町副町長、舟形町副町長、遊佐町副町長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員等の職務)

第4条 本部長は、推進本部を招集し、本部長が議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちから本部長が指名した者が、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見等を述べさせることができる。

(事務局)

第5条 推進本部の事務を処理するため、山形県農林水産部水産振興課内に事務局を置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (令和7年8月28日)

この要綱は、令和7年8月28日から施行する。

別表：委員（第3条関係）

区分	所属・役職	備考
本部長	山形県農林水産部長	行政
副本部長	米沢市副市長	〃
〃	鶴岡市副市長	〃
〃	酒田市副市長	〃
〃	大江町副町長	〃
〃	舟形町副町長	〃
〃	遊佐町副町長	〃
委員	山形県漁業協同組合代表理事組合長	漁業
〃	山形県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	〃
〃	山形県鮭人工孵化事業連合会会長理事	〃
〃	公益財団法人山形県水産振興協会理事長	関係団体
〃	山形県立加茂水産高等学校校長	教育
〃	山形県水産物卸売協会会長	流通
〃	生活協同組合共立社専務理事(兼)センター事業本部長	販売
〃	庄内浜文化伝道師協会理事	地域活性化
〃	「ゆらまちっく戦略会議」海鮮レディース代表	〃

第 2 期山形県水産振興計画

発行：令和 7 年 12 月

編集：山形県農林水産部水産振興課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号